

随意契約理由書

件名	三宮ビル東館電話交換機設備保守業務
契約の相手方	日本電気株式会社 神戸支社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約の理由	
<p>本保守業務は、三宮ビル東館の電話交換機及び周辺機器の維持管理業務である。電話機器に不具合が生じた場合、市民や関係者との電話対応など著しく業務に支障をきたすため、緊急時の対応を含め、保守、点検業務は必要不可欠である。</p> <p>当該設備の維持管理を円滑に運用していくには、当市独自のシステム・ソフトウェア構築を熟知していることが不可欠であり、当該設備の製造メーカー・設備施工業者である上記業者以外では、設備についての知識やノウハウがなく、部品・材料の入手において調達・設定できない。</p> <p>以上の理由により、当該業務は上記業者しか履行できないため、随意契約を締結する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	経済観光局経済政策課 (電話番号 078-984-0328)